

裏面白紙

同 答 書

今世の安末については、さきに所以上の見地より考慮して最大限の  
年末資金を支給致したのであり又其の他の問題にそれを處理する爲近  
く内閣に設けられる官公職員待遇改善委員會に依つて取り上げられる  
ことになつて居るので新に中央労働委員會の手を煩はす迄もたく右の  
取扱及當事者間の話合によつて凶弊に解決し得るものと期待してゐる。  
昭和二十一年十二月二十八日の安末書に對し右に答へたる。

昭和二十二年一月六日

内閣總理大臣 吉田 茂

全國官公職員労働組合連合會  
議長 水 口 公 三 郎

裏面白紙

要 求 書

我々は今回の要求に關し、極く迅速に解決を期すべく、全力を傾注し、去る十二月十日中央労働委員会に對し、調停を申請、之に關し委員會は十二月二十五日内閣總理大臣に對し、速かに調停交渉に關して、争議を未だに閉止すべし旨建議したのであるが、當局にして吾し本當に事を強硬に解決せんとする意思があるならば、此の際、速に中央労働委員会に對し、調停を申請せられたい之に關する政府の方針を明年一月四日午後三時迄に文書を以て回答され度い右を要求する。

昭和二十一年十二月二十八日

全國官公職員労働組合臨時會

總 長 水 口 安 三

内閣總理大臣

官 田

廣 田

裏面白紙

昭和二十一年十二月十日附中央労働委員会に対し争議事件請求のあつた全官公取員労働組合協議會争議の件は公益事業に該当しないので本委員会としては官署者一方の請求を以ては直ちに調停を受理し得ない關係にあるが争議の性質上本件の速かなる解決は時局下極めて緊要事と認められるので關係當局に於ては直ちに實情を調査し可及的速かに事を圓滿に解決せられんことを要する

右を通知する

昭和二十一年十二月二十三日

中央労働委員会

會長 末弘 隆太郎

内閣總理大臣 殿